

第4次あさぎり町保健福祉総合計画



あさぎり町

ASAGIRI TOWN

令和2年3月

「健幸なまちづくり」の実践

—— 協働により支えあう
地域づくりのために ——



本町では、平成17年度のあさぎり町保健福祉総合計画の策定から、「共に生きる地域づくり」、「自立への努力と支援」を基本理念として、令和元年度までの15年間取り組みを進めてまいりました。

取り組みを実施していく中で、福祉にかかわる状況は、大きく変化しています。近年は、社会全体において、人口減少とともに核家族化や少子高齢化が進み、「2025年問題」、介護と育児の「ダブルケア問題」、高齢の親と働いていない独身の子の同居による「8050問題」など、これまでの社会保障制度における「縦割り」では、解決できない課題が生まれています。本町においても例外ではなく、複雑化する課題への取り組みが必要です。

第4次あさぎり町保健福祉総合計画では、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備に向けて、地域力強化と多機関の協働などを「面」として展開する仕組みづくりや推進体制の構築を図ることが必要です。

また、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進及び本計画の策定・改定においては、地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題への包括的な対応を地域づくりとあわせて進めるとともに、これらを「地方創生」の取り組みなど、少子高齢・人口減少などの福祉の領域を超えた地域全体が直面する大きな課題への対応や持続可能な地域づくりと結びつけていくことが重要となります。

本計画は、すべての町民が住み慣れた地域の中で、いきいきと、より安心して暮らせるようなまちづくりを目指すための取り組みの方向性を示しております。

今後はより一層、町民の皆様の声を拝聴しながら、ご理解とご協力を得て、本計画のいろいろな事業や活動を推進してまいります。

最後に、この計画の策定に当たりまして、熱心にご審議いただきました保健福祉総合計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に感謝を申し上げます。

令和2年3月

あさぎり町長 尾 鷹 一 範

第4次あさぎり町保健福祉総合計画

目 次

第1編 あさぎり町地域福祉計画

第2編 あさぎり健康21計画・食育推進計画

第3編 あさぎり町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第4編 あさぎり町子ども・子育て支援事業計画

(次世代育成支援行動計画・子どもの貧困対策計画)

第5編 あさぎり町障がい者計画

第 1 編

あさぎり町地域福祉計画

令和 2 年 3 月

あさぎり町地域福祉計画

目 次

第1章	地域福祉計画の背景と位置づけ	・・・ 1
第1節	地域福祉計画の背景と趣旨	・・・ 1
第2節	地域福祉とは	・・・ 2
第3節	地域福祉計画の位置づけ	・・・ 4
第4節	計画の期間	・・・ 5
第5節	その他の計画や関係機関との連携	・・・ 6
第2章	あさぎり町の現状	・・・ 7
第1節	少子高齢化の状況	・・・ 7
第2節	あさぎり町の福祉に関する現状	・・・ 12
第3節	あさぎり町の地域福祉に関わる取り組みの現状	・・・ 14
第3章	各分野別計画の課題と目標	・・・ 16
第1節	あさぎり健康21計画・食育推進計画の課題と目標	・・・ 16
第2節	あさぎり町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の課題と目標	17
第3節	あさぎり町子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画・ 子どもの貧困対策計画）の課題と目標	・・・ 18
第4節	あさぎり町障がい者計画の課題と目標	・・・ 20
第4章	共通課題	・・・ 21

第5章	計画の基本的な考え方	・・・ 23
第1節	基本理念	・・・ 23
第2節	基本目標	・・・ 24
第3節	取り組みの体系	・・・ 25
第4節	取り組みの方向性	・・・ 26
第6章	重点的な取り組み	・・・ 29
第1節	相談支援・情報提供の充実	・・・ 29
第2節	地域福祉活動の活性化	・・・ 31
第3節	ボランティア活動の充実	・・・ 33
第4節	地域ネットワークの充実	・・・ 35
第5節	各分野横断的な支援	・・・ 36
第6節	包括的な支援体制の整備	・・・ 37
第7章	計画の推進に向けて	・・・ 38
第1節	計画内容の周知	・・・ 38
第2節	地域の連携による計画の推進	・・・ 38
第3節	計画の評価	・・・ 40
資料編		
1.	条例	・・・ 42
2.	委員名簿	・・・ 44
3.	用語解説	・・・ 46

☆文書中の「※」印は、資料編3に用語解説を掲載しています。

第1章 地域福祉計画の背景と位置づけ

第1節 地域福祉計画の背景と趣旨

平成12年6月に成立した社会福祉法第107条を基に、平成17年3月に「第1次あさぎり町保健福祉総合計画」の策定を行い、第2次、第3次の計画を経て、今回平成29年5月の社会福祉法の改正に伴う、同年12月に示された新たな地域福祉(支援)計画の策定ガイドライン等にもとづき、本計画の見直しを行いました。

「社会福祉法第107条」

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法の改正によるこれらの施策等は、「地域共生社会[※]」の実現に向けた改革の骨格の「地域課題の解決力の強化」を図るためのものであり、今後の地域福祉計画は、地域共生社会[※]の実現を目指した地域福祉の推進計画であるとの基本的な考え方のもとに取り組みを進めることが求められます。

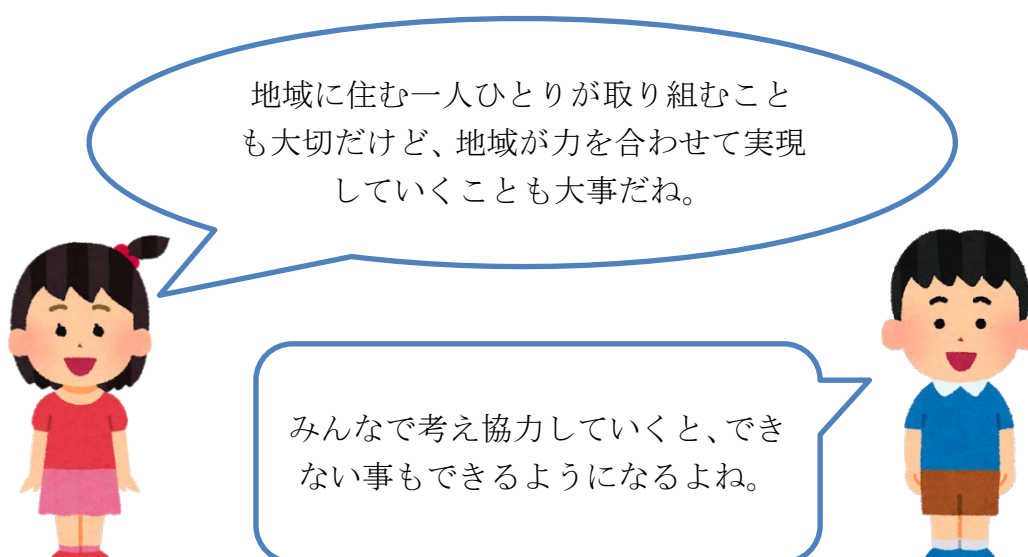
実現に向けては、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネット[※]の構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造、という5つの視点を重視しながら進めていく必要があります。

地域福祉計画は、地域住民や行政等が心を一つにして取り組んでいくための基本的な指針であり「健康的に生活でき、共に生き、共に支えあう地域づくり」を具体化するための内容、手順を表すものです。

第2節 地域福祉とは

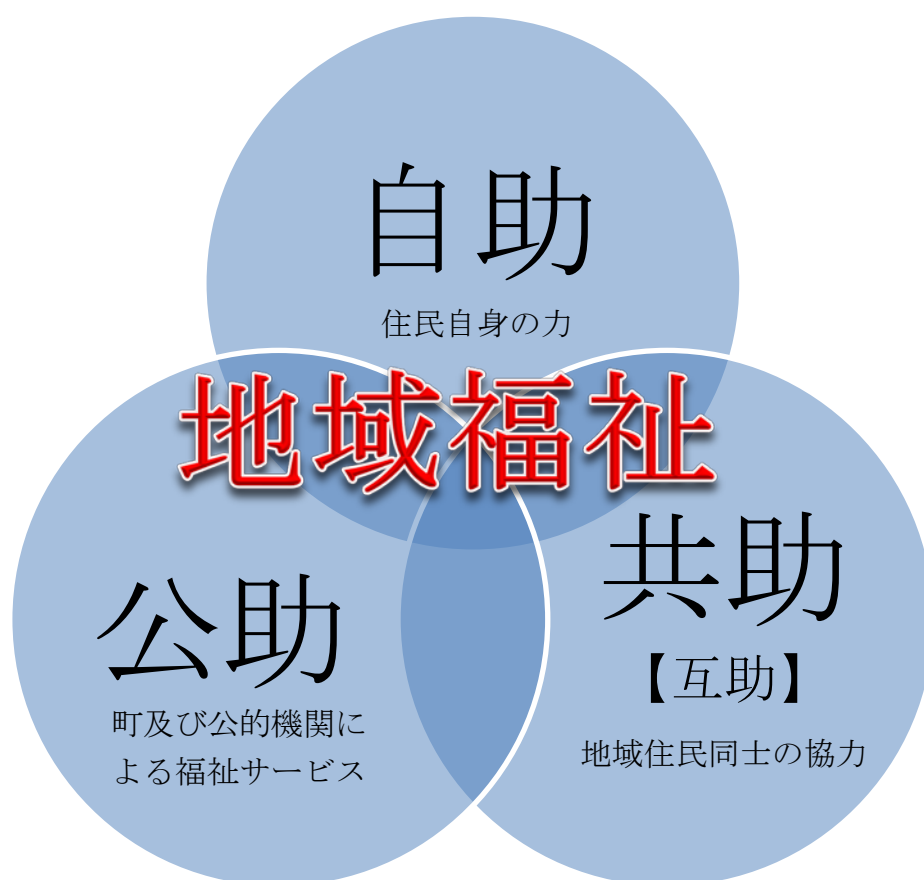
以前は、高齢者、障がい者、児童といった「縦割り」の分野別福祉で対応されていましたが、近年の地域福祉では縦割りの制度を包括し、地域全体で課題解決をしていく「地域共生社会[※]」の実現に向けた取り組みが求められています。

複雑な課題を抱えた世帯の問題、例えば、高齢者と障がい者が疑われるひきこもりの子が同居した世帯など、地域における様々な生活課題について、住民自らが気づき、それを自分たちの問題として共に考え、問題解決へ向けて活動していく住民の主体的な支えあいのネットワークづくりを基軸として、さらに住民主体の福祉活動を支える多様な関係機関・団体のネットワークを形成し、この両者の連携のもとで、“誰もが人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるような地域社会”を創っていくことが必要です。



まずは、個人や家庭でできることは自分たちで取り組む【自助】、それでもなお解決できないことは、地域住民等で相互に助け合う【共助（互助）】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要と考えられます。特に、個人や家庭で解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民・団体・組織等が連携した地域づくりや支えあい【共助】が求められます。

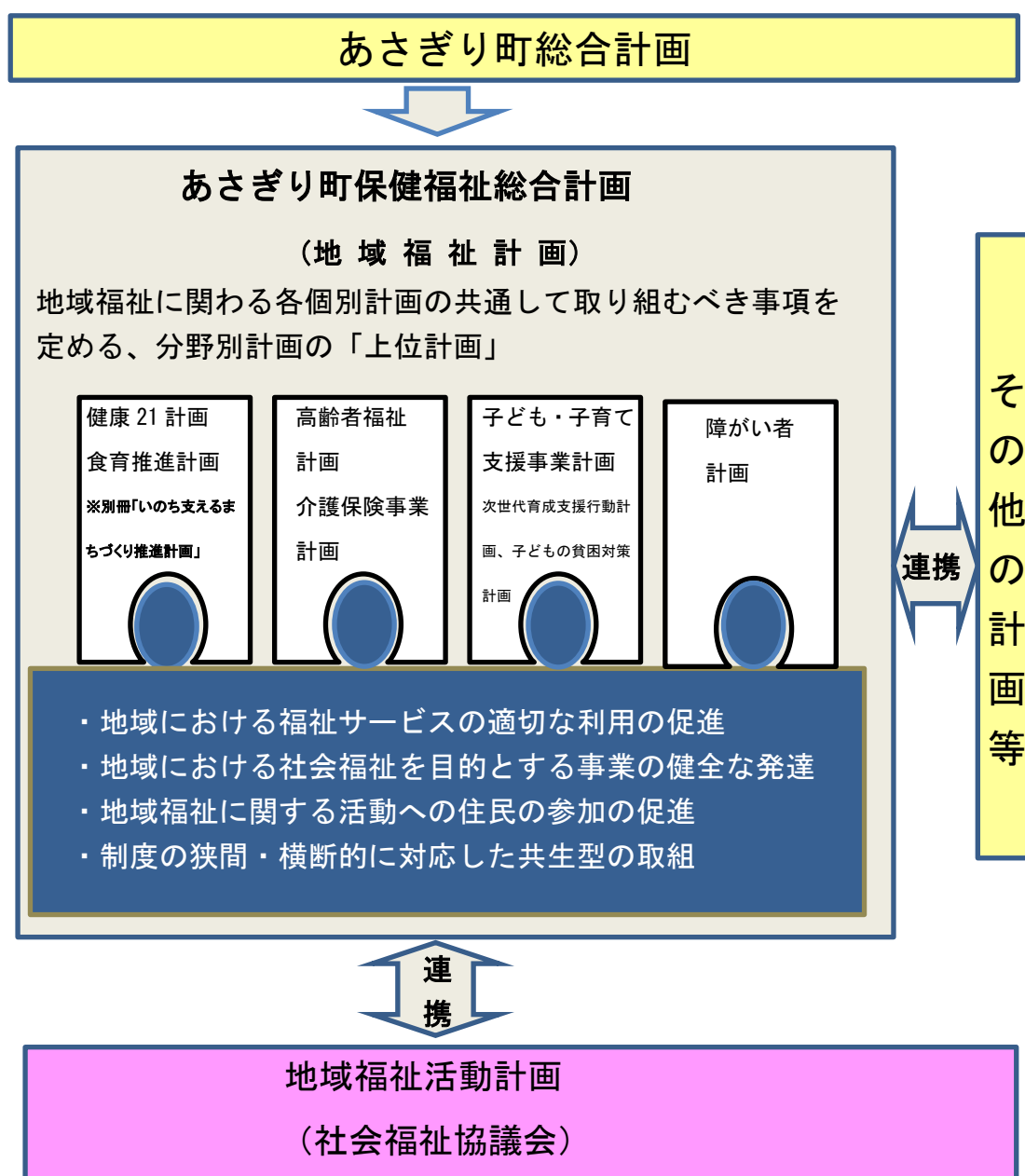
- ◆自助 ————— 住民自身の力
地域に住む一人ひとりが取り組むこと
- ◆共助 ————— 地域住民同士の協力
【互助】 地域が力を合わせて実現していくこと
- ◆公助 ————— 町及び公的機関による福祉サービス
行政の責任として推進していくこと



第3節 地域福祉計画の位置づけ

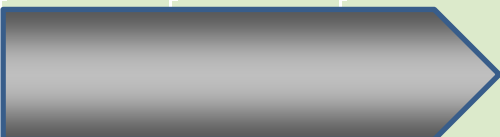
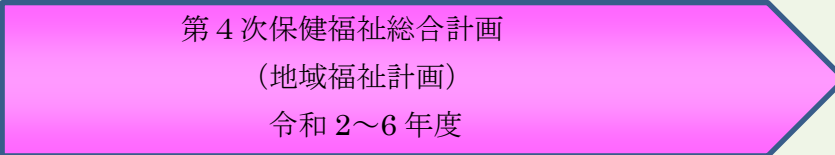
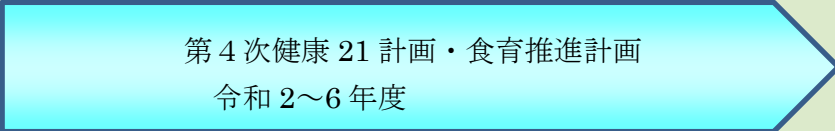
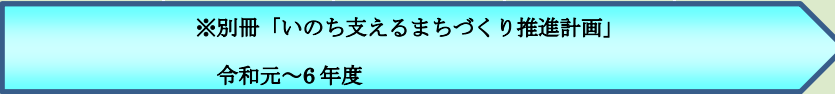
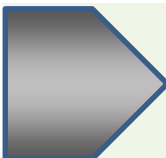
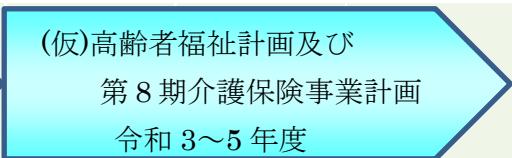
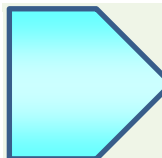
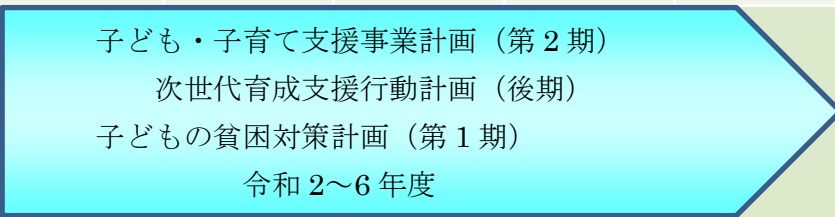
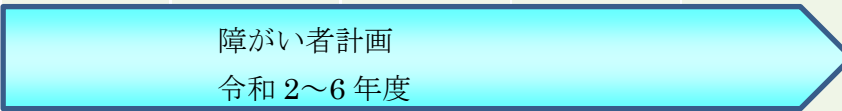
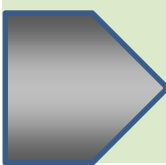
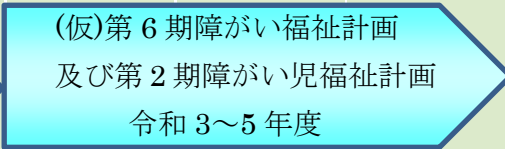
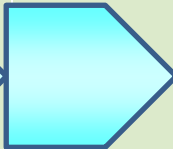
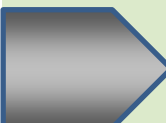
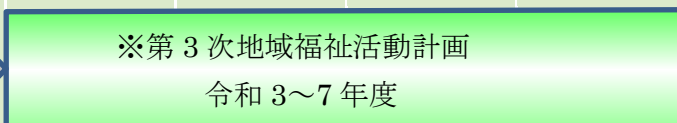
あさぎり町では、平成25年度から令和4年度までの10年間を計画期間とする「第2次あさぎり町総合計画」を策定しました。

保健福祉分野においては、「あさぎり健康21計画・食育推進計画」「あさぎり町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画・子どもの貧困対策計画）」「あさぎり町障がい者計画」が策定されています。



第4節 計画の期間

地域福祉計画は、令和2年度～令和6年度までの5年間を計画期間とします。
地域の新たなニーズに対応するため、令和4年度に中間見直しを行います。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総合計画				(仮)第3次総合計画 令和5～14年度	
保健福祉総合計画 (地域福祉計画)	 第4次保健福祉総合計画 (地域福祉計画) 令和2～6年度				
健康21計画 食育推進計画	 第4次健康21計画・食育推進計画 令和2～6年度				
※別冊「いのち支えるまち づくり推進計画」	 ※別冊「いのち支えるまちづくり推進計画」 令和元～6年度				
高齢者福祉計画 介護保険事業 計画		 (仮)高齢者福祉計画及び 第8期介護保険事業計画 令和3～5年度			
子ども・子育て支援 事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策計画	 子ども・子育て支援事業計画(第2期) 次世代育成支援行動計画(後期) 子どもの貧困対策計画(第1期) 令和2～6年度				
障がい者計画	 障がい者計画 令和2～6年度				
障がい福祉 障がい児福祉 計画		 (仮)第6期障がい福祉計画 及び第2期障がい児福祉計画 令和3～5年度			
※地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)		 ※第3次地域福祉活動計画 令和3～7年度			

第5節 その他の計画や関係機関との連携

地域福祉計画を効率的かつ効果的に進めるためには、町で定める分野別行政計画との連携が必要です。

まず、町地域防災計画や避難行動要支援者[※]の避難支援計画（現：町災害時要援護者支援計画）については可能な限り連携を行い、該当者の把握及び調査、支援の推進を図っていきます。また、避難行動要支援者[※]などの情報を他関連情報と結び付けることにより情報の一元化、リアルタイムの更新を可能としたシステムを整備したことに伴い、より一層の緊急時への対応可能な体制を構築します。

健康づくりの推進事業については福祉分野別計画とあわせて、「町教育振興基本計画」と連携して取り組みを実施し、その他の関連する計画についても可能な限り連携を図ります。

あわせて、本計画を計画的、効率的に推進していくためには、社会福祉協議会で計画策定する「地域福祉活動計画」と連携しながら、それぞれの保健福祉分野において共通する課題を整理し、各計画の推進を総合的・包括的な視点から支え、各個別の計画に基づく整合性を持って「あさぎり町保健福祉総合計画」を作り上げることになります。よって両計画は、一体化したものである必要があります。

一例として、生活困窮者[※]に対しては、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法による、就労相談などの支援事業や自立相談支援機関の設置により、経済的な理由など、生活困窮の状態にある人に対して、生活保護に至る前の段階から自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮の状態から、早期の自立に向けて支援できるようになりました。相談、住居確保給付金[※]の支給、その他の支援を主に社会福祉協議会で行っています。

地域の専門支援機関との連携としては、成年後見制度利用、権利擁護[※]等の推進について、平成27年度から人吉球磨成年後見センター[※]と連携をとりながら利用促進を図っています。

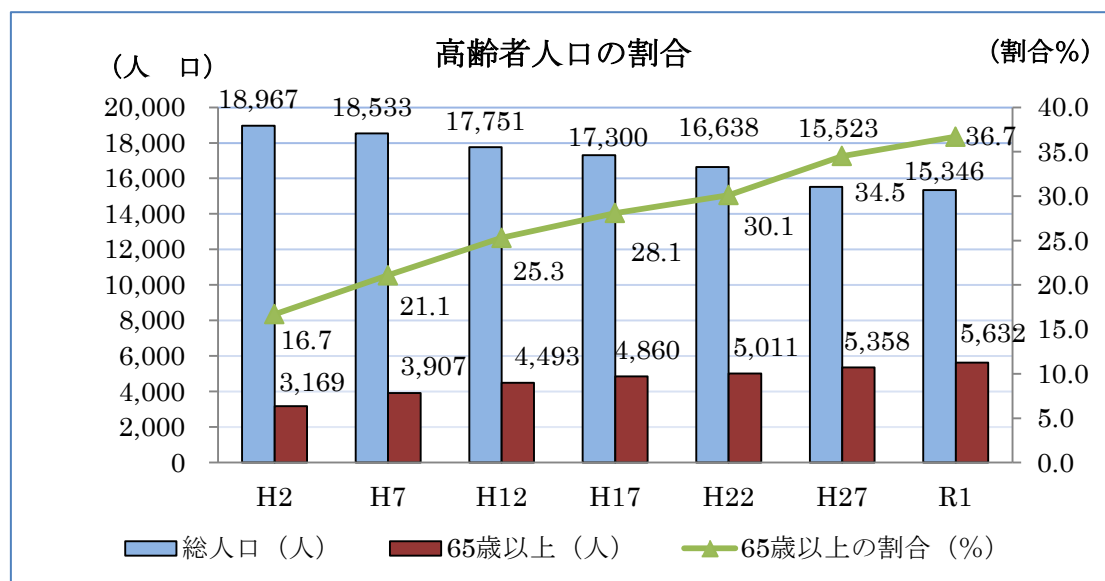


第2章 あさぎり町の現状

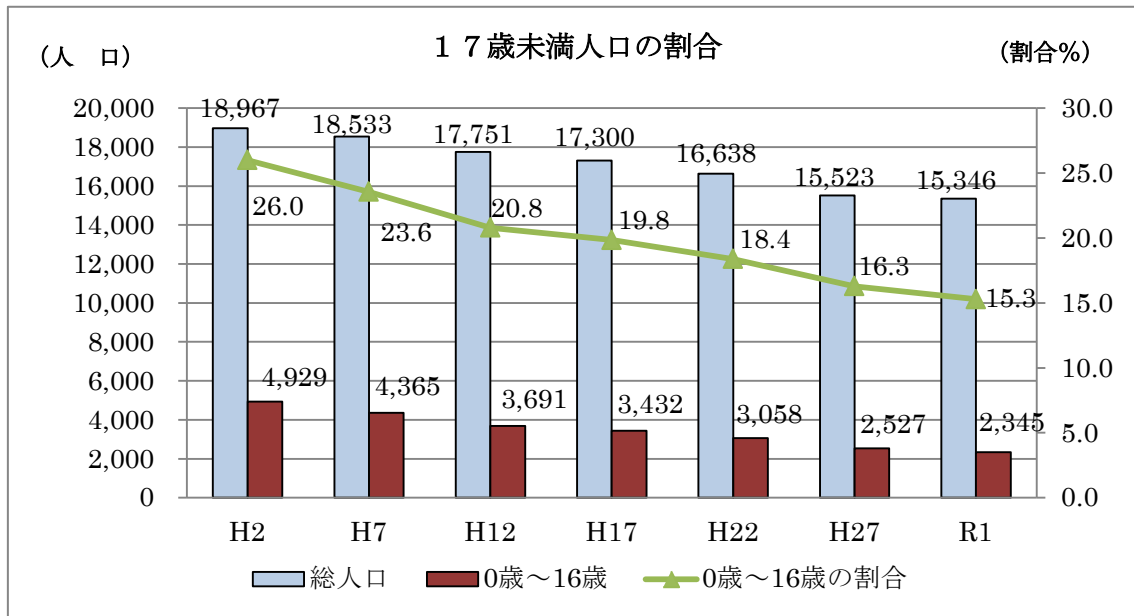
第1節 少子高齢化の現状

あさぎり町の令和元年10月31日現在の住民基本台帳において、世帯数は5,939世帯、総人口は、15,346人であり、0歳～17歳未満の人口割合は、15.3%と低く、また、高齢化率（65歳以上高齢者人口に占める割合）は36.7%と高い状況となっています。

項目	人口・世帯数 (構成比)	令和元年10月31日現在 住民基本台帳に基づく
総人口	15,346人	人口に対する比率 17歳未満 15.3% 65歳以上 36.7% 17歳以上 65歳未満 48.0%
65歳以上人口	5,632人 (36.7%)	
17歳以上 65歳未満人口	7,369人 (48.0%)	
17歳未満人口	2,345人 (15.3%)	
世帯数	5,939世帯	

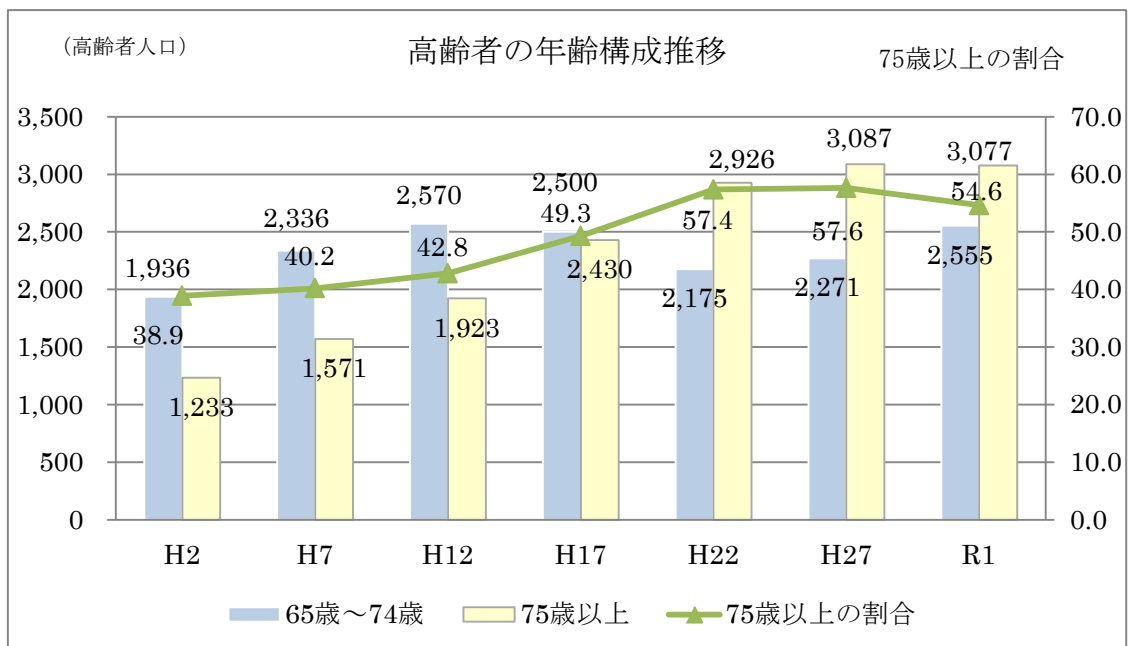


※H27までは国勢調査より抜粋、R1は住民基本台帳のR1.10.31現在の数値

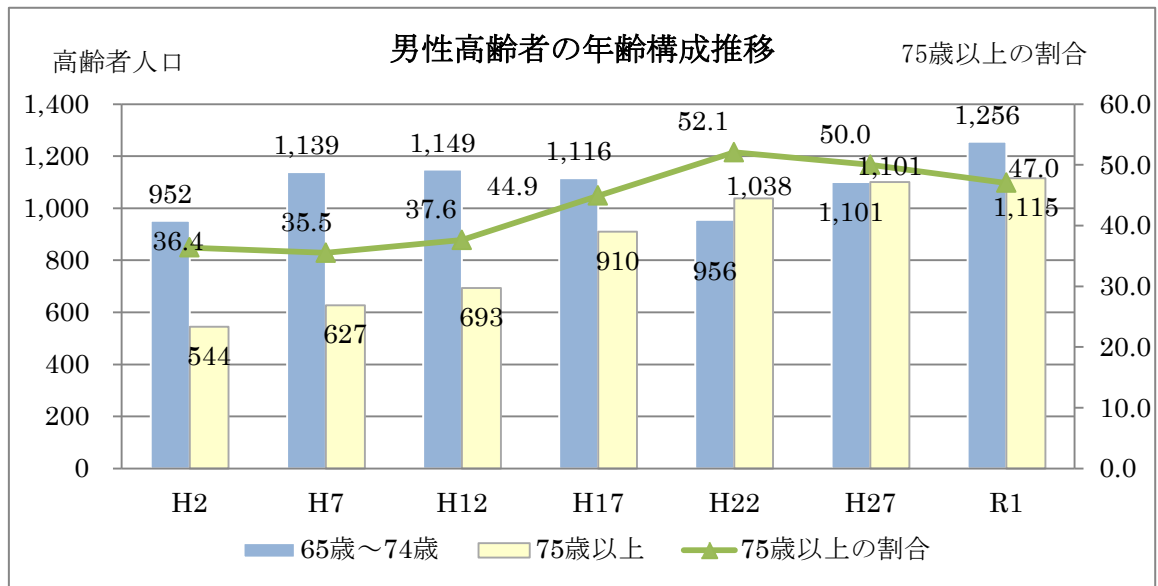


※H27 までは国勢調査より抜粋、R1 は住民基本台帳の R1.10.31 現在の数値

現在の高齢化率は、平成2年当時に対し約20%増加しており、逆に17歳未満の人口は、平成2年当時に対し約10%減少しています。

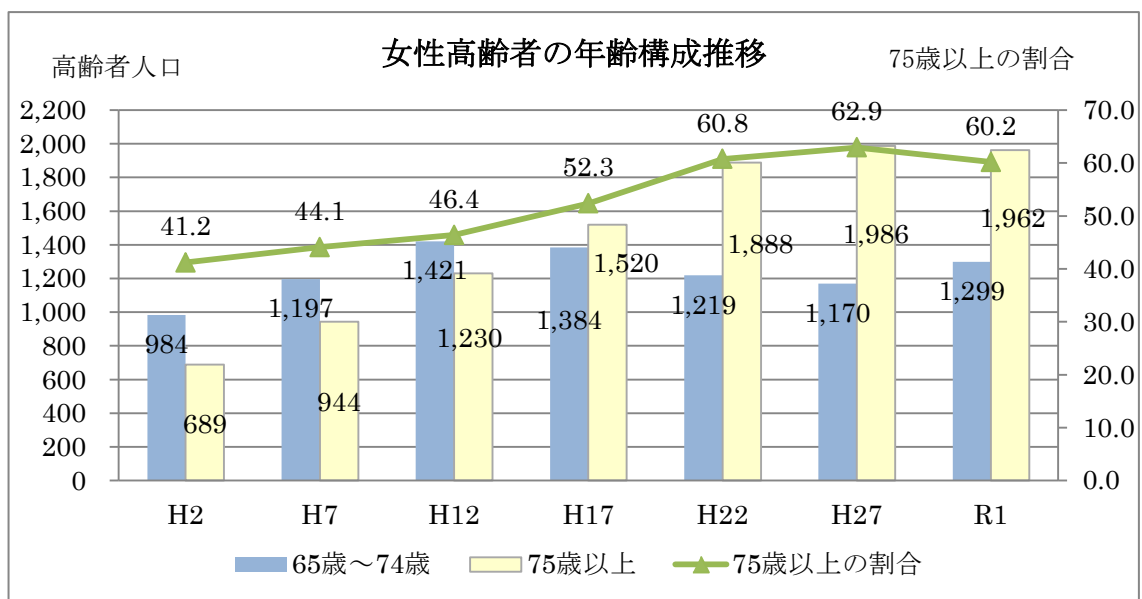


※H27 までは国勢調査より抜粋、R1 は住民基本台帳の R1.10.31 現在の数値



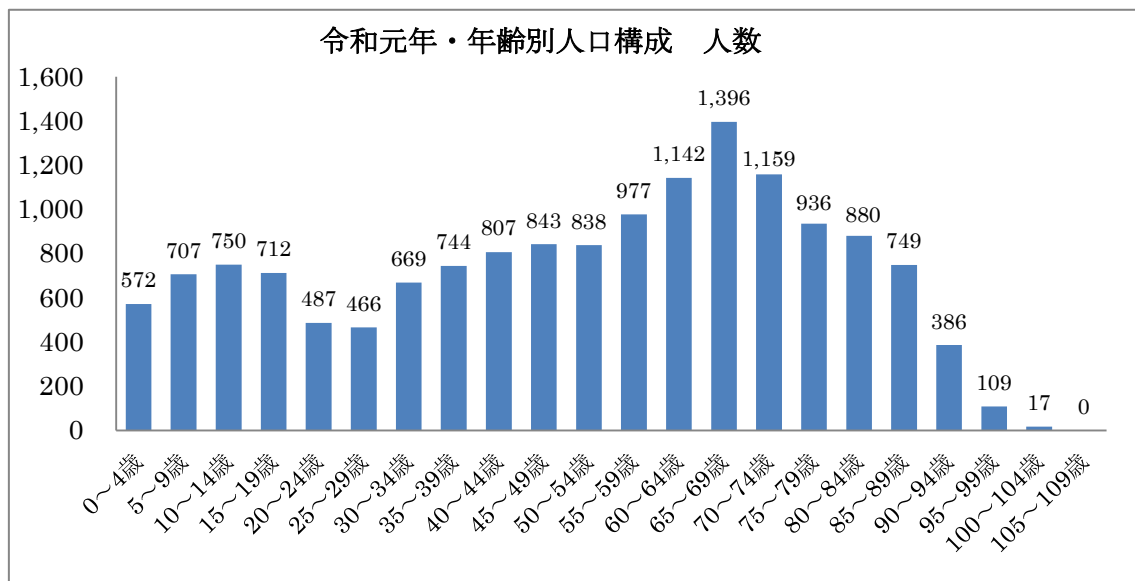
※H27 までは国勢調査より抜粋、R1 は住民基本台帳の R1.10.31 現在の数値

男性高齢者の年齢構成推移を見ますと、高齢者人口に占める 75 歳以上の割合は平成 22 年頃をピークに減少に転じていることがわかります。



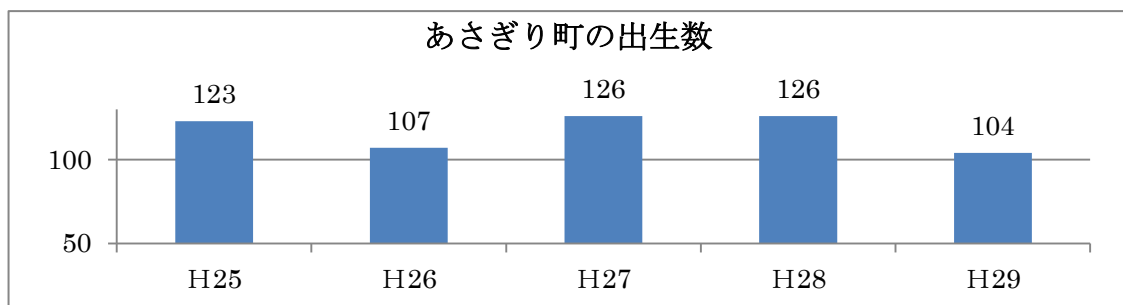
※H27 までは国勢調査より抜粋、R1 は住民基本台帳の R1.10.31 現在の数値

女性高齢者の年齢構成推移についても、高齢者人口に占める 75 歳以上の割合は平成 27 年頃をピークに減少していることがわかります。



※住民基本台帳の R1.10.31 現在の数値

年齢別人口構成を見ますと、55歳から84歳までの年齢人口は、あさぎり町の総人口の約5割強を占めており、一つの大きな山を形成しています。



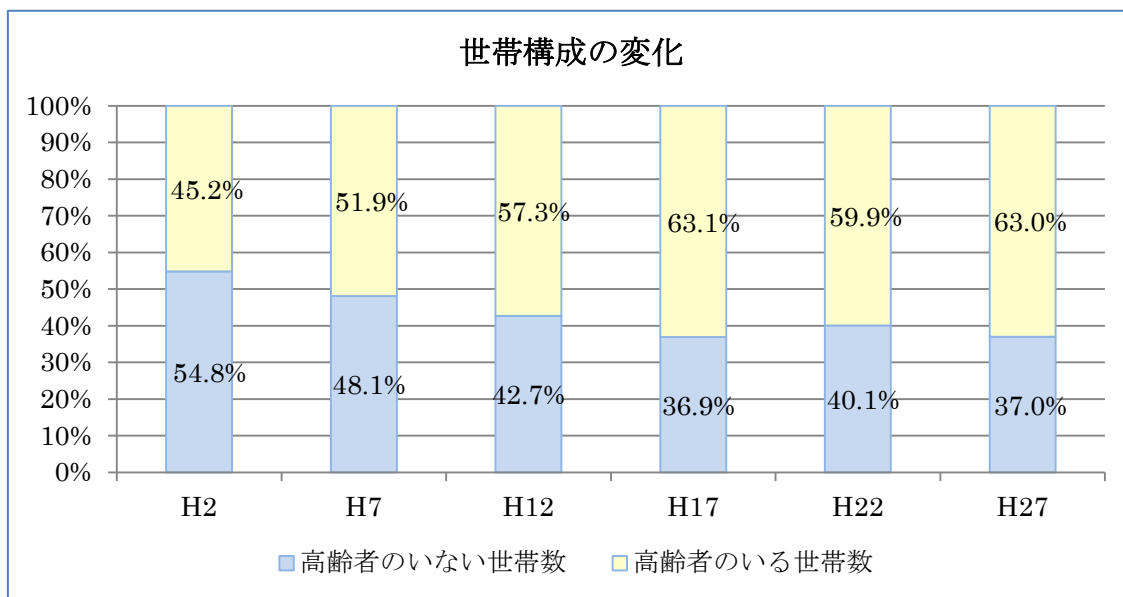
※熊本県の母子保健より抜粋

出生数は、過去5年間を見ますと100～120人前後ですが、今後は少子化により減少が見込まれます。

また、あさぎり町の合計特殊出生率^{※1}は、平成20年から平成24年の人口統計からおおむね2.07を超えており^{※2}、県全体の1.62（平成24年）、全国の1.41（平成24年）の数値を大きく上回っています。

※1 一人の女性が一生の間に生む平均子供数と近似される数値

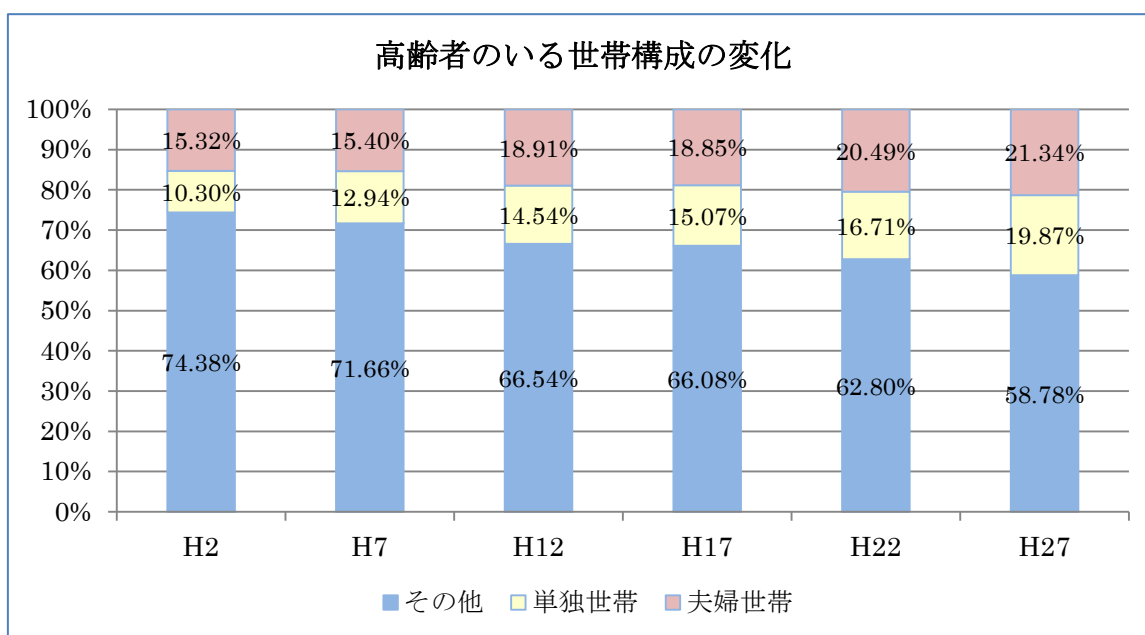
※2 人吉保健所の資料より。人吉市 1.94、錦町 2.08、多良木町 1.92、湯前町 1.91、水上村 1.72、相良村 1.86、五木村 1.63、山江村 2.00、球磨村 1.84



※国勢調査より抜粋

世帯について見ますと、平成7年当時、65歳以上の高齢者がいる世帯は5割でしたが、その後増加し平成27年には6割を超える世帯に高齢者がいる状況となっています。

また、高齢者のいる世帯において単独世帯・夫婦世帯は年々増加しており、平成27年には約41.2%の世帯が単独もしくは夫婦世帯となっています。



※国勢調査より抜粋

第2節 あさぎり町の福祉に関する現状

※平成27年の数値：H28.1.1 現在

※令和元年の数値：R 1.11.1 現在

ひとり親・生活保護世帯

項目	人口・世帯数（構成比）		
	平成27年	令和元年	増 減
母子世帯数	209世帯	209世帯	—
父子世帯数	38世帯	26世帯	減 12世帯
生活保護世帯数	90世帯	91世帯	増 1世帯

要介護認定者※

項目	認定者数（構成比）		
	平成27年	令和元年	増 減
65歳以上	937人	927人	減 10人
40歳以上64歳	21人	16人	減 5人

※事業状況報告月報等より

要介護認定者※

（65歳以上の人口に占める介護認定者の比率）

平成27年	17.3%	増 減
令和元年	16.7%	減 0.6%

障害者手帳所持者

項目	所持者数		
	平成27年	令和元年	増 減
身体障害者手帳	961人	833人	減 128人
療育手帳	183人	233人	増 50人
精神障害者保健福祉手帳	79人	127人	増 48人

民生委員・児童委員

項目	委員数		
	平成27年	令和元年	増 減
民生委員・児童委員	39人	40人	増 1名
主任児童委員	2人	3人	増 1名

社会福祉施設

項目	施設数		
	平成 27 年	令和元年	増 減
介護老人福祉施設	4 施設	4 施設	—
保育所（保育園）	11 施設	9 施設	減 2 施設
認定こども園	—	2 施設	増 2 施設
障害福祉サービス事業所 ※（障害者支援施設）	6（2）施設	7（2）施設	増 1 (-) 施設
救護施設	1 施設	1 施設	—
養護老人ホーム	1 施設	1 施設	—
認知症対応型共同生活介護	2 施設	2 施設	—
通所介護事業所	9 施設	9 施設	—
生活支援ハウス	1 施設	1 施設	—
有料老人ホーム	2 施設	3 施設	増 1 施設
特定施設入居者生活介護施設	1 施設	2 施設	増 1 施設

※令和元年11月1日現在 公立保育所はすべて民営化となり、子ども・子育て支援新制度により私立保育園が幼保連携型と保育所型認定こども園となり認定こども園が増加した。また各施設の内容については、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、通所介護事業所（デイサービスセンター）、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）となった。

医療施設

項目	施設数		
	平成 27 年	令和元年	増 減
一般病院	1 施設	1 施設	—
一般診療所	7 施設	6 施設	減 1 施設
歯科診療所	5 施設	5 施設	—

教育施設

項目	施設数		
	平成 27 年	令和元年	増 減
幼稚園（幼稚園型認定こども園）	2 施設	2 施設	—
小学校	5 施設	5 施設	—
中学校	1 施設	1 施設	—
高等学校	1 施設	1 施設	—

幼稚園は、子ども・子育て支援新制度により幼稚園型認定こども園となった。

第3節 あさぎり町の地域福祉に関わる取り組みの現状

地域福祉に関わるボランティア・民間団体等

- ・あさぎり町子ども会育成連絡協議会（教育委員会）
- ・あさぎり町青少年健全育成町民会議（教育委員会）
- ・地域の子供たちへの自主的事業（吉井寺子屋塾）
- ・精神保健福祉ボランティア（あさぎり町麦の穂会など）
- ・母子保健推進員（健康推進課）
- ・食生活改善推進員（健康推進課）

など

地域福祉に関わる主な行政施策等

- ・シルバー人材センター
- ・各課における相談窓口の設置（生活福祉課・高齢福祉課・健康推進課）
- ・広報誌、ホームページ、デタポン※、メール配信による行政サービスの情報提供（あさぎり町役場）
- ・デマンド交通※の運行（生活福祉課）
- ・地域包括支援センター※（高齢福祉課）
- ・出前講座・介護予防のための各種教室（健康推進課）（高齢福祉課）
- ・ささえ愛福祉ネットワーク連絡会（高齢福祉課・生活福祉課・健康推進課・教育委員会・社会福祉協議会）
- ・子ども医療費助成（生活福祉課）
- ・病児病後児保育事業（公立多良木病院）（生活福祉課）
- ・放課後児童健全育成事業（学童保育）（受託事業7箇所）（生活福祉課）
- ・子ども見守り支援事業（教育委員会）
- ・「こども110番の家」設置事業（教育委員会）
- ・就学に関する支援、相談事業（教育委員会）
- ・特別支援学級等通学支援事業（教育委員会）
- ・心の健康相談、メンタルヘルス相談事業（健康推進課）
- ・福祉タクシー料金助成事業（生活福祉課）
- ・介護予防サポーター養成事業（高齢福祉課）
- ・上・中球磨巡回支援専門員整備事業※（生活福祉課）
- ・心の教室相談員事業（教育委員会）

など

社会福祉協議会での主な活動

- ・ひとり暮らし等の高齢者の安否確認（もしもし達者な電話事業）
 - ・ひとり暮らし等の高齢者の友愛訪問（シルバーヘルパー）
 - ・ファミリーサポート事業
 - ・ボランティア活動支援
 - ・ボランティア連絡協議会
 - ・無料法律相談等の各種相談
 - ・各種福祉講座、疑似体験教室
 - ・地域ネットワークによる見守り等の支援
 - ・ふれあい生きいきサロン、いきいき百歳体操事業の推進
 - ・ひとり親家庭支援
 - ・小・高校生ワークキャンプ事業
 - ・地域福祉権利擁護[※]事業
 - ・在宅介護者支援
 - ・福祉活動啓発
 - ・障がい者支援
 - ・総合相談窓口
 - ・子育て支援
 - ・生活困窮者等自立相談支援事業[※]
 - ・あさぎり町地域支え合い体制整備事業の推進
- など



いろんな活動を地域福祉に関するボランティア、民間団体でやっておられて、いろんな事業が沢山あるんだね。困っているよりまずは相談してみることだね。

それぞれの相談内容にあったアドバイスがもらえるね。



第3章 各分野別計画の課題と目標

第1節 あさぎり健康21計画・食育推進計画の課題と目標

【課題】

- ・子どもの頃から良い生活習慣や自己肯定感を身につけるには家庭において正しい生活習慣を身につけることが基本と考えられます。しかし、親としての自覚や健康を大切に考える意識や知識、生活習慣も家庭により差があり、子どもの健康格差が広がりつつあります。家庭の役割を強化し、子どもたちが自身の健康を守る力と、良い生活習慣を身につけるためには、情報提供とともに、家庭を支える地域や関係機関との連携体制が必要です。
- ・健康維持や病気の予防には、一人ひとりが自分の状況にあった食生活や身体活動を実践・継続することが大切です。生活習慣病の若年化により若い世代から肥満・高血圧や高血糖がみられており、若い世代が自身の健康状態を知る機会や情報提供の場が必要です。あわせて健康への関心が低い人への動機づけとなる対策も重要です。
- ・食事は体をつくるだけではなく、心の豊かさや健康な暮らし、生活習慣病予防につながる重要なものですが、家族形態や勤務状況の多様化から、朝食欠食等に代表される様々な課題がみられます。生涯にわたり継続した食育を推進する必要があります。
- ・疾病の重症化等により社会保障費が増加しており、健康寿命を延ばす更なる取り組みが必要です。できるだけ要介護状態にならないよう、その人に合わせた情報提供や支援を行うとともに、各地区公民分館等で開催している地域での活動の推進を図り、住み慣れた地域で「出番」と「役割」を持った元気な町民が増えていくような取り組みが必要です。

【目標】

基本理念：子どもの頃から健康を育み、みんなで楽しみながら健康になれる

目指す姿：健康づくりの輪が広がり、幸せを実感できるあさぎり町

＜取り組みの柱＞

- より良い生活習慣の形成と健康づくりの推進
- 生涯を通じた食育の推進
- 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- 世代や分野の健康課題に応じた施策の推進
- 健康づくりを支えあう地域づくり

第2節 あさぎり町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の課題と目標

【課題】

高齢者とその家族の視点に立ち、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム※の実現」を目指し、総合的かつ計画的に推進していますが、経済的・環境的な事情により対応困難な事例が増加しています。

（個人）

元気で活動できる高齢者を目指し、生活習慣病予防及び介護予防に努めていただくための取り組みが最も大切です。

（家族）

介護をされている方の課題は、主に生活支援に関するものとなっており、「認知症状への対応」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」など専門的なケアについて不安を感じている方が多い状況です。

（地域）

近隣住民などによる日常生活上の軽易な援助、声かけや見守りが一人暮らし高齢者などにとって、自宅で生活を続けていく上での大きな支えとなっており、地域や関係機関が一体となって、住民主体の高齢者の通いの場等を設けてフレイル（虚弱）対策※を行うことが、人生の最期を住み慣れた自宅で過ごしたいという高齢者の願いを叶える上で重要になります。

（行政）

地域ケア会議、在宅医療と介護の連携した体制づくりに加え、認知症対策や介護予防・日常生活支援総合事業を行う上で、地域包括支援センター※の機能強化が必要であり、地域包括ケアシステム※を構築する上で、主任ケアマネージャー・保健師・社会福祉士、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター※などの専門職との連携が重要です。

【目標】

基本理念：「みんなが、地域の人々とふれあいながら、
いきいきと安心して暮らすことが出来る」

<基本的方向>

- ・生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進
- ・認知症になっても安心して暮らせる体制の構築
- ・在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実
- ・住民の希望、地域の実情に応じた多様な住まい・サービス基盤の整備・活用
- ・多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上

第3節 あさぎり町子ども・子育て支援事業計画の課題と目標 (次世代育成支援行動計画・子どもの貧困対策計画)

【課題】

(子ども)

- ・ゲームなどの室内遊びが増え、屋外での体を使った集団遊び等自分で工夫や発想して遊ぶことが少なくなり、運動量も減っていること。
- ・食事や歯磨き・睡眠等の基本的な生活習慣が充分身に付いておらず生活リズムが整っていない子どもが増えていること。
- ・登校しぶりや人間関係に困難を感じる子どもがいること。

(保護者)

- ・共働き家庭や核家族の増加に加え、ひとり親家庭も増加傾向にあり、育児の不安や悩みをもつ保護者の増加や、家庭の子育て力の低下がみられること。
- ・保護者としての知識や経験・子育て意識に格差があり、基本的な育児（生活習慣やしつけ）が充分にできていない保護者もみられること。

(地域等)

- ・地域の大人と子どもの交流や声かけが減っており、地域に住む一人ひとりが子どもたちを見守り育てるという意識が必ずしも高くないこと。
- ・父親の家事や育児参加も増えているが、子育てや家事のほとんどを母親まかせの家庭もあり、職場における子育て家庭への理解や支援も充分でないこと。
- ・子育て家庭の孤立化を防ぐために、子育て経験者や元気な高齢者が、子育て中の親や子どもの育ちを地域全体で応援する体制づくりや連携の充実が求められていること。
- ・保育サービス内容については更に子育て家庭のニーズを検討する必要があること。

(行政)

- ・地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性をもった機関・体制が求められていること。
- ・地域の資源を有機的につないで、組織（チーム）で継続的に支援する体制が求められていること。

【目標】

基本理念：あさぎり町に暮らすすべての子どもたちが、いきいきと健やかに育つために、親や家族が安心して楽しく子育てができる環境づくりを推進します。

あさぎり町に暮らす一人ひとりが、子どもたちの健やかな成長に関心をもち、子どもや子育てをしている家庭を応援していく体制づくりを推進します。

かけがえのない子どもたちを家庭と地域で育むことを基本とし、子どもたち自身が自らの生きる力を育むことを地域みんなで応援し、子どもを育てている家庭を地域全体で支えていくまちづくりをめざします。

家庭と地域で育むあさぎりっ子

目指す姿：

- ・すべての子どもたちがいきいきと健やかに育つ。
- ・すべての親や家族が安心して楽しく子育てできる。
- ・地域みんなが子どもたちを見守り育てる。



第4節 あさぎり町障がい者計画の課題と目標

【課題】

- ・障がいのある人が身近な地域で適切に障害福祉サービスを選択し利用できるよう、障がい者のニーズの把握と障がい者やその家族の相談に応じ、情報提供を行い必要な支援を行う相談支援の充実が必要です。また、あわせて本人の自己決定の尊重と、意思決定の支援も必要です。
- ・働くことを希望する障がい者への就労までの支援、また、障がい者の自立した生活と社会参加を支援する観点から、障がい者雇用の促進や障がい者差別の解消、福祉施設における工賃の引き上げ等を図る必要があります。
- ・障がい者が住み慣れた地域で生活するために、保健、医療、福祉、教育等各分野が共通の理解に基づいて必要な支援が受けられる包括的な支援が受けられる体制づくりの構築が必要です。
- ・障がいをもつ子どもや、子育てに悩む保護者に適切で切れ目のない支援が必要です。

【目標】

基本理念：「障がいのある人もない人も共に生きる社会」

＜基本目標＞

- ・障がいを理由とする差別の解消
- ・住み慣れた地域で生活するための支援体制づくり
- ・切れ目のない総合的な支援

＜具体的な内容＞

- ・障がいを理由とした差別や、偏見を取り除き、人権が尊重され、みんなで支え合うまちづくり。
- ・本人の意思決定の支援と権利の確保のため、成年後見人制度の推進を図る。
- ・必要に応じたサービスの利用や、悩みごとの相談、また人権が保障されるよう、基幹型相談支援センターの設置などの相談・情報提供体制の充実を図る。
- ・障がいのある人が地域生活を実現できるよう地域包括ケアシステムの構築など支援体制を整え生活支援を行う。
- ・自立や社会参加を実現できるよう就労支援を行う。

第4章 共通課題

高齢の親と無職独身や障害の疑いがある50代の子が同居することによる問題（8050問題※）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア※）の問題など、複雑化・複合化した課題については、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していく必要があります。

そのような中で、あさぎり町の地域福祉をさらに向上させるためには、地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会※」の実現に向けた体制整備が必要です。

【当事者・個人の立場で】

- ◇健康に関心を持ち、自分に適した健康づくりに取り組み、自分らしく生き生きと暮らすことが必要です。
- ◇情報収集が不十分であったり、自分から発信することができずに、一人で悩み苦しむ、不安を抱え込んでいる場合もあります。
- ◇触れ合いの場、話の場、集いの場等を求めています。

【家族において】

- ◇介護・育児・子育て等の共通した悩みの相談の場、カウンセリング等が求められています。
- ◇8050問題※などの複雑・複合化した課題について、家族の負担軽減の支援が求められています。
- ◇男性の家庭での役割分担（育児・家事・介護など）や、地域活動への参加を促す仕組みづくりが求められています。

【地域において】

- ◇健康づくりを推進する住民組織や関係団体等と協働して町民の健康を支える環境づくりを進める必要があります。
- ◇ボランティア活動や福祉に厚みを加え、これまで培ってきた豊かな知識・技能・技術を町内や地域内で貢献できるような環境を整備する必要があります。
- ◇住民自らが近隣の方々に声掛け、巡回等を行うことにより、高齢者、要介護者、生活弱者に対する情報収集が求められています。

【行政として】

- ◇制度の共通課題、狭間の課題への対応・支援のため、多機関の協働による町における包括的な相談支援体制の構築の必要があります。
- ◇閉じこもり、要介護者、リスクのある方を訪問して、心身の状況把握や介護予防事業※、子育て支援事業等に促す必要があります。
- ◇できるだけ多くの高齢者が健康に関する正しい知識を得て、生きがいや役割を持って生活できる地域の体制を整備する必要があります。
- ◇本人が一人の人間として尊敬され、生きがいを持って生活できるようにする支援制度が必要です。＊成年後見制度、権利擁護＊への支援
- ◇地域包括ケア等、全庁的な体制整備が必要です。
- ◇相手が何に困っているのか、推測できないことが多いなど、幅広い相談に対応できるように、総合的な相談支援体制の充実と、専門職員の確保や職員の知識の向上、相談を聞く場が求められています。
- ◇福祉分野における情報の発信、啓発活動、また福祉の意識づくりが求められています。
- ◇地方創生の取り組み（SDGs※【持続可能な開発目標】の達成に向けた取組など）とあわせて事業を行う必要があります。

この共通課題をまとめたものが、下記の3つに整理することができます。

- ① 相手が何に困っているのか、何を求めているのか等の相談があった場合など、専門的な意見、指導などの支援が受けられること。
- ② 地域の中、町が提供する保健福祉サービスや福祉活動を上手く連携しながら活用できること。
- ③ 共通する地域活動、福祉サービス等の福祉に関する活動に積極的に参加できる仕組みづくり、人材の確保が必要。



私たちが安心して暮らしているのは、地域の人たちや役場、社会福祉協議会等の人たちが、いろんなことをやっているからなんだね。

たくさんの人たちが頑張ってるからなんだね。



第5章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の構築が必要です。

同じ地域に住むひと同士が、お互いのことを尊重し思いやる気持ちを持つことは、誰もが健やかに暮らせるまちづくりのための基盤となる大切なことと考えます。そのために私たちは、私たちの身近なところ、「向う三軒両隣」との「ふれあい」を大切にすることが地域福祉の向上のための基本になることではないでしょうか。

また、少子高齢化が進行するあさぎり町にあっては、行政のみに頼るのではなく、いろいろな保健福祉サービスの選択はもとより、安心で安全な暮らしを営むために、自らの意志によって問題解決を図るための努力がこれまで以上に必要になってくると考えます。その自助努力の第一が「助けられ上手」（周りの人に助けを求め、助け手を巧みに確保する）になることであり、次いで同じ状況の人たち同志で助け合うことも必要となってきます。自己選択・自己決定を支援するための仕組みづくりも大切です。

「あさぎり町地域福祉計画」に対するこういった思いを集約し基本理念を掲げます。

【基本理念】

共に生きる地域づくり

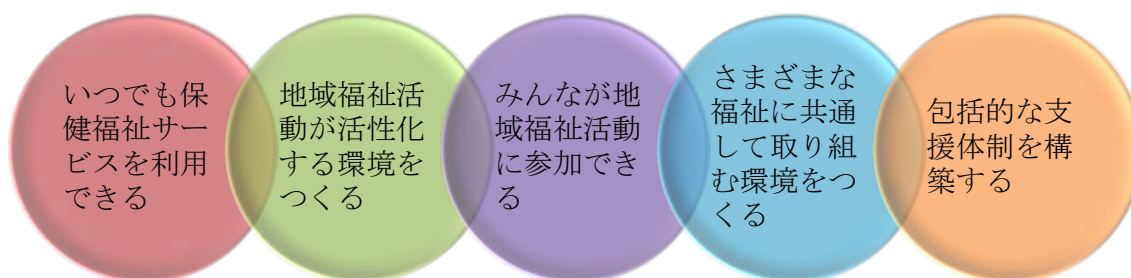
町民一人ひとりが主体的に社会参加し、世代を超えてお互いに理解・協力し合い、共に生きることのできる地域社会を目指すこと

自立への努力と支援

町民一人ひとりが、自分の意志に基づき、自らの選択のもとにその人らしい生活ができるように、自ら努力するとともに、一人ひとりの自立を支援する地域社会を目指すこと

第2節 基本目標

第4章に示した個別の保健福祉分野における共通課題と基本理念の「共に生きる地域づくり」「自立への努力と支援」をめざすため、基本目標として5本の柱を掲げます。



いつでも保健福祉サービスを利用できる	町民一人ひとりが、より安心感のある豊かな暮らしとなるため、地域における支えあいや情報提供、相談支援の充実を図りながら、誰もが必要な時に、気軽に保健福祉サービスを利用できる体制づくりの充実を目標とします
地域福祉活動が活性化できる環境をつくる	本人の努力や家族による支援での自立した生活を支えるため、近隣者などの地域の人たちの参加・協力や役場などの公共機関、社会福祉法人などによる保健福祉サービスがバランスよく活用でき、またそれらがお互いに連携することで、質の高い地域福祉活動が地域において活性化できる環境整備を目標とします
みんなが地域福祉活動に参加できる	町民一人ひとりが福祉の担い手としての意識を高め、できることをできる方法で活動していくことを尊重し、これまで以上に地域が一丸となって地域福祉活動に参加できることを目標とします
さまざまな福祉に共通して取り組む環境をつくる	町民一人ひとりに対し福祉各分野の横断的な対応を行い、共通課題・狭間の課題の解決に向けた支援事業等の実施、支援体制の整備を目標とします
包括的な支援体制を構築する	町民一人ひとりが地域において主体的に地域生活課題を把握し解決できるようにするために、包括的な相談の場等の整備、また、多機関との協働による包括的な相談支援体制の構築を目標とします

【基本理念】 共に生きる地域づくり・自立への努力と支援

【基本目標】

いつでも保健福祉サービスを利用できる

地域福祉活動が活性化する環境をつくる

みんなが地域福祉活動に参加できる

さまざまな福祉に共通して取り組む環境をつくる

包括的な支援体制を構築する

町民の理解と参加・協力による推進

取り組みの方向性（重点的な取り組み）

相談支援・情報提供の充実

- ・相談支援体制の強化
- ・広報誌・デタポン※・ホームページ等による情報提供の充実
- ・人材育成を含むケアマネジメント※の充実

地域福祉活動の活性化

- ・小地域を中心とした支えあい活動
- ・公民分館等でのサロン活動※

ボランティア活動の充実

- ・ボランティア活動の推進
- ・地域福祉活動に関する啓発活動

地域ネットワークの充実

- ・各分野での地域ネットワークづくりの推進

各分野横断的な支援

- ・共通課題、狭間の課題への支援及び地域の人達や関係機関との連携体制の構築
- ・全庁的な体制整備

包括的な支援体制の整備

- ・住民が主体的に地域生活課題※を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ・相談を包括的に受け止める多機関協働による支援体制の整備

第4節 取り組みの方向性

本計画での取り組みは、まとまりのある保健福祉施策の推進にあたっての重点的な事業であるのと同時に、あさぎり町で将来予想される少子高齢・人口減少社会を迎えるにあたっての新たなまちづくりの基本となる活動です。

また、この活動に多くの町民の方々が積極的に参加・協力をしながら、着実に成果をあげていくものでなければなりません。

そこで本計画では、個別の保健・福祉計画に対する総合的かつ包括的であるとの視点から、6つの取り組みの方向性を掲げます。

【取り組みの方向性：その1】

相談支援・情報提供の充実

必要な時に的確な、そして気軽にわかりやすい相談支援が受けられるような体制づくりを推進することが大切です。そのためにはあらゆる広報手段を活用したきめの細かい情報提供が重要となります。

そして、相談支援や情報提供の充実を図りながら、保健福祉サービスを求める一人ひとりの個別の要望に十分に配慮したケアマネジメント※の充実とそれを実際に担っていく人材の確保が大切になります。

重点的な取り組み

- ・ 相談支援体制の強化
- ・ 広報誌・デタポン※・ホームページ等による情報提供の充実
- ・ 人材育成を含むケアマネジメント※の充実

【取り組みの方向性：その2】

地域福祉活動の活性化

本人の努力や家族による支援を支えるためには、近隣者などの地域の人たちの理解と参加・協力が大切です。そのためには、生活に密着した小地域での安否確認や公民分館などを利用したサロン活動※など、地域活動の活性化を促すような仕組みづくりが重要になります。

重点的な取り組み

- ・ 小地域を中心とした支えあい活動
- ・ 公民分館等でのサロン活動※

【取り組みの方向性：その3】

ボランティア活動の充実

少子高齢化が進行しているなか、地域が一丸となって保健福祉サービスを充実させるため、一人ひとりの方法を尊重しながら、ボランティア活動や同活動を推進するための仕組みづくりが大切です。そのためには、町民一人ひとりがボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉の向上にとって同活動が持つ意義を理解するための啓発活動を充実することが重要になります。

重点的な取り組み

- ・ ボランティア活動の推進
- ・ 地域福祉活動に関する啓発活動

【取り組みの方向性：その4】

地域ネットワークの充実

保健福祉の各分野の取り組みを充実させ、包括的な支援を推進するためには、地域で仕事や生活をしている人たち、地域ボランティア団体、関係機関及び行政などが、より一層の連携を図るための地域ネットワークづくりが大切です。

重点的な取り組み

- ・ 各分野での地域ネットワークワークづくりの推進

【取り組みの方向性：その5】

各分野横断的な支援

保健福祉各分野の横断的な対応を行い、幼児から高齢者まで障がい者を含めた共通課題・狭間の課題の解決に向けた支援事業等の実施、支援体制の構築が重要になります。

重点的な取り組み

- ・ 共通課題、狭間の課題への支援及び地域の人達や関係機関との連携体制の構築
- ・ 全庁的な体制整備（地域包括支援センター※を含む関係課）

【取り組みの方向性：その 6】

包括的な支援体制の整備

町民一人ひとりが地域において主体的に地域生活課題※を把握し解決できるようにするために、包括的な相談の場等の整備、また、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が重要になります。

重点的な取り組み

- ・住民が主体的に地域生活課題※を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ・相談を包括的に受け止める多機関協働による支援体制の整備

あさぎり町地域福祉計画では、基本目標に向け、「相談支援・情報提供の充実」、「地域活動の活性化」、「ボランティア活動の充実」、「地域ネットワークの充実」、「各分野横断的な支援」、「包括的な支援体制の整備」の6つの大きな取り組みを考えたんだね。



第6章 重点的な取り組み

第1節 相談支援・情報提供の充実

相談支援体制の強化

以前は「措置制度」により、行政が提供する福祉サービスの内容を決定していましたが、現在は利用者が事業者と対等の立場で福祉サービスを選択できる「利用者契約制度」になりました。

このような中で、健康づくりにおいて自発的かつ日常的に取り組むために重要になってくるのが、その人が何を求めているのか、何を知りたいのか、その人にとって何が必要なのか等の相談を受ける専門職員の存在です。

健康づくりや福祉に関する情報、アドバイスが気軽に得られる相談窓口の存在が、保健福祉サービスを利用しながら安心して暮らすことにつながります。

また、地域における町民の皆様の様々な要望や地域の声を行政が汲み取り適切に対応していくことは、地域と行政の信頼関係を高めることにもつながり、地域活動の中で行政の顔が見えることは、信頼性を高め、活動の活性化、住民の参加の促進にもつながります。

取り組みの内容

- ・町民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせた相談支援体制づくりを図ります
- ・子育て支援や教育の分野、保健や健康づくり、高齢者や児童、障がい児・者などの各福祉分野など、各対象分野における役場関係各課で連携を図りながら相談窓口の充実を図ります

広報誌・データポン※・ホームページ等による情報提供の充実

保健・医療・福祉の制度や身近な地域福祉に関する情報を、町民にわかりやすく効果的に提供するために、情報提供手段の検討を行い、保健福祉サービス等の情報を発信していきます。

そこで重要になってくるのが、必要な保健福祉サービスを誰もが簡単に入手できるような仕組みづくりを充実させ、行政が発信する各種の保健福祉サービスや健康づくりを身近に感じてもらえるよう、行政が発信する情報に高い関心を持ってもらえるようにつなげていくことです。

取り組みの内容

- ・町の広報誌の各号、町のホームページに保健福祉サービスに関する情報を設け、わかりやすく周知します
- ・デタポン※により保健福祉に関する情報を、データ放送します
- ・「暮らしの便利帳※」等を活用し保健福祉サービスに関する手続き方法、サービス内容の情報発信を図ります

人材育成を含むケアマネジメント※の充実

自らが福祉サービスを選べる「利用者契約制度」となり、自らの要望を満たしていくためには、各方面からの情報提供や相談支援、アドバイスが必要となります。なお、認知症等により判断能力が不十分な人は契約などの法律行為が困難な場合があります。そのような人を保護・支援するため成年後見制度が定められており、あわせて社会福祉協議会による高齢者の権利擁護※事業も実施されています。

このような中で重要になってくるのが、個別的な要望に対しきめ細かい保健福祉サービスの提供めざしたケアマネジメント※の実施です。また、ケアマネジメント※を実施していくためには、専門的な知識と経験を有する人材の育成も重要なことです。

取り組みの内容

- ・介護保険制度におけるケアマネージャーの質の向上を図るため、研修や啓発活動の充実・強化を図ります
- ・各種子育て支援事業や地域の子どもたちへの自主的活動などの連携が図れるよう、コーディネート機能の強化を図ります
- ・障がい児・者のケアマネジメント※、広域的な療育の事業に対するコーディネーターとして対応できる人材育成を図ります
- ・成年後見制度、権利擁護※事業への支援

第2節 地域福祉活動の活性化

小地域を中心とした支えあい活動

地域の中には、介護や子育ての不安、障がい児・者の療育や就労、虐待、生活困窮など、悩んでいるのに、相談することができない人も見受けられます。誰もがそれぞれの地域で安心して暮らしていくためには、このような方々を早期に発見し、耳を傾けて状況把握をし、支援につなげていく身近な人たちによる地域の力が大切になります。また、自主的に地域で取り組んでいく健康づくりにおいても、このような地域の力は、個人個人にとって大切な支えになります。

そこで重要になってくるのが、地域の生活に密着した組織である、隣保班等や、民生委員・児童委員、地区の福祉組織、老人クラブ等との協力・連携による声かけや見守りなどの支えあい活動です。

そのためには、福祉委員会※の設置等の町内各区での状況に応じた支えあい活動の組織化や活動内容を区集会等で検討し、取り組みを推進していくことが大切です。

取り組みの内容

- ・ひとり暮らしや高齢者世帯などへの、声かけ、見守り、身近な相談活動
- ・緊急通報や災害時の支援活動
- ・健康づくり活動等への参加呼びかけや誘い合い



人それぞれにいろんな悩みを抱えて生活しているんだね。

悩みを抱えた人は自分から発信し、周りの人は早く気付いてあげる、話を聞いてあげる、などの見守りが大切だね。



公民分館等でのサロン活動

高齢者のひとり暮らしや子育てに不安のある親や家族、障がいを持っているために外出の機会が少ない人など、周りの人たちからの支援を必要とする人たちは、その地域が生活拠点であるにもかかわらず、寂しさや不安を持っている人は少なくありません。

そこで重要になってくるのが、地域ボランティアと利用者が協働で企画・開催でき、そして気軽に楽しく集える、地域におけるサロンの場となる存在です。

町内には各地区に公民分館が配置されており、その地区住民からの様々な提案、要望を集約しての公民分館での行事の充実は、地域活動の活性化に結び付けるのに大切であり、公民分館等でのサロン活動※は大きな役割を担うものとなっています。

そのため、開催にあたっては、地域の人たちの自主性を尊重しつつも、地区の福祉組織や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、より効果的な活動を推進していくことが大切になります。

取り組みの内容

- ・定期的に行われる「いきいき百歳体操」
- ・昼食を兼ねた料理教室
- ・認知症に関する「認知症サポーター養成講座」
- ・健康づくりのための講話や軽運動・ゲームなどを楽しく活動
- ・自由に集まっておしゃべり（茶話会）やカラオケなどを楽しむ活動
- ・季節ごとの伝統的（門松づくりや七夕づくり等）工作を楽しむ活動など
- ・地域子ども会、PTAなどとの連携活動



もっともっと知恵を出し合って、もっともっと楽しいサロンにしていきたい。

そのためには、みんなで協力し、もっともっと意見を出しあわないとね。



第3節 ボランティア活動の充実

ボランティア活動の推進

平成7年に起きた「阪神淡路大震災」を機に「ボランティア元年」と称され、ボランティア活動という概念や活動が広く国民の間に定着しました。その後、平成23年の「東日本大震災」、平成28年の「熊本地震」をはじめ、各地の災害被災地においても、ボランティアの活躍が全世界に発信されました。ボランティア活動への関心や参加意欲の高まりは、物質的な豊かさよりも心の豊かさを求めようとする気持ち、活動者自身の自己実現や生きがい等の目的でボランティアをとらえる傾向が強くなってきていることからだと考えられます。

町民自らのボランティア活動が活発になることは、高齢社会が進んでいる現在のあさぎり町にとって、保健福祉サービスの幅と質が格段に広がり、地域福祉の向上という視点からも大変重要で貴重なものであるといえます。

そこで、ボランティア活動を充実させることにより、ボランティア活動への理解・啓発を図るとともに、ボランティア活動に参加したいと考える人、ボランティアを求める人や団体が気軽にボランティアを募集することができるような体制づくり、また、ボランティア組織や個人の登録、ボランティアの需給調整を社会福祉協議会等が中心となって推進していく体制づくりを図っていくことが重要です。

取り組みの内容

- ・ボランティア活動をしたい人やボランティアに来てほしい人からの相談受付、コーディネート*を行います
- ・地域福祉活動やボランティアに関する情報収集、情報提供をします
- ・ボランティアの初心者向けの講座からレベルアップのための研修会まで、様々な講座・研修会を実施します
- ・ボランティアグループの結成や運営などに関する相談、ボランティア活動に必要な設備や機材の貸出等を支援します
- ・児童生徒をはじめ、地域、事業所などで「福祉の心」を育てるための出前講座、福祉教材の貸し出しや福祉教育のための冊子、ボランティア体験メニューの紹介などをします
- ・町民にボランティア活動への参加を広報誌などで広く呼びかけします

地域福祉活動に関する啓発活動

本計画の基本理念として、「共に生きる地域づくり、自立への努力と支援」を掲げ、地域福祉に関する啓発活動や福祉体験活動などを通して、町民一人ひとりに対して「共に生きることのできる地域社会」に関する理解の浸透を図ることが大切になります。そしてこのことは、町民の地域福祉に関する理解と参加・協力を推進するための基盤づくりとしても重要です。

取り組みの内容

- ・ 広報誌・デタポン※・ホームページなどを活用し、広く町民に対して地域福祉への理解と意識の高揚を図ります
- ・ 広く人権や福祉、健康づくりに関し、生涯学習の一環として学習する機会となる講演会活動などの充実を図ります
- ・ 社会福祉協議会では、気軽にボランティア活動を体験しながら福祉への関心を高めてもらうことを目的とした「体験ボランティア」や、地域の中にボランティア活動と「共に生きることのできる地域社会」に関する理解者を増やすことをめざした「ボランティア養成講座」などを実施していきます
- ・ 社会福祉協議会によるボランティア活動の充実を図ります



ぼくたちも、地域の福祉に関すること
を学びたいといけないうね。

そのためには、町から発信さ
れる情報をきちんと見て理解
しないといけないうね。



第4節 地域ネットワークの充実

各分野での地域ネットワークづくりの推進

町民一人ひとりが住み慣れた町で安心して暮らしていくためには、私たちの身近なところ「向こう三軒両隣」との「ふれあい」を大切にすることが大切です。また、困ったことや心配事を気軽に相談できる相手を確保することも大切になります。お互いに見守り支えあっていける関係を築いていくことが、これからの地域福祉には大切なことになります。そして、そのためには地域のいろいろな人たちによる見守りと支援を行う体制として地域ネットワークを構築し、活動を進めていくことが重要です。

地域ネットワークづくりは、保健福祉の各分野に関わる人たち同士が情報を共有化し、お互いに知恵を出し合い共通認識を深めながら組織的な支援活動を行っていくための基本となるものです。同時に、地域福祉ネットワークの推進は、個別に実施されている自主的な地域活動や関係機関・団体による活動、行政による事業活動などが互いに連携を図ることができ、効率的で効果的な活動を推進していくことが容易になります。

地域ネットワークづくりを推進していくためには、連絡会議を開催し、地域における様々な問題等の情報交換・情報の共有化が大切であり、常に同じ情報を同じ状況でタイムリーで把握できるような、インターネットやメールの活用も重要となります。例えば、発生した問題に対し迅速かつ効率的に対応でき、深刻な事態になることを未然に防ぐことが可能となります。

保健福祉各分野において、地域ネットワークづくりを推進していくことで、活動の一層の充実を図っていくものとして、以下のような支援活動・地域づくり活動を考えるものとします。

地域ネットワークづくりを推進する活動

- ・地域における健康づくりの支援活動
- ・高齢者が安心して生活できる地域づくり活動
- ・認知症にやさしい地域づくり活動
- ・子どもが安心して生活できることを支援する活動
- ・子育て支援や、子どもの多様な経験を通じ成長していくことを支援する活動
- ・障がいを抱える人やその家族、関係団体による自立生活支援のための活動

第5節 各分野横断的な支援

共通課題、狭間の課題への支援及び地域の人達や関係機関との連携体制の構築

少子高齢化、核家族化が進み、ひきこもりや虐待、認知症問題の深刻化といった、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」している中、住み慣れた町で安心して暮らせるよう、町民一人ひとりがお互いに協力し、支えあう福祉コミュニティの育成と子どもから高齢者、何らかの支援を要する人に対して各分野を横断し、一体的な連携を図りながら多種多様な支援のニーズに即応していくためには、各分野統一的な対応や課題に着目した支援の在り方を考え、関係機関や各種団体と協力しながら分野横断的な福祉サービス等を展開していくことが重要です。また、様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の町分野別行政計画（社会教育等）との連携も重要です。

複雑化・複合化している地域生活課題※を把握するためには、今日の経済・社会全体の状況等を背景とするそれぞれの地域生活課題※を幅広い視点と方法等により把握・分析し、地域生活課題※を明確化・焦点化する必要があります。その上で解決を試みることができる環境の整備を図るための方策等については以下の取り組みが考えられます。

取り組みの内容

- ・制度の共通課題、狭間の課題への対応の在り方（支援関係機関間の連携等）
- ・生活困窮者※等の各分野横断的に関係する者に対応できる体制の整備
- ・高齢者、障がい者、児童等に対する虐待への統一的な対応
- ・居住、就労に課題を抱える者への横断的な対応

全庁的な体制整備

行政は支援対応ができる全庁的な体制整備が必要です。福祉・保健・医療各分野において、横断的な支援を行っていくためには、統一的な対応、支援の在り方の検討を行っていくとともに、福祉サービスの一層の充実を図っていくものとして、以下のような支援・連携体制の構築が考えられます。

取り組みの内容

- ・全庁的な支援体制（地域包括支援センター※を含む関係課）
- ・ささえ愛福祉ネットワーク連絡会※の活用

第6節 包括的な支援体制の整備

住民が主体的に地域生活課題※を把握し解決を試みることができる環境の整備

地域共生社会※の実現に向けた地域福祉の推進においては、町全体での取り組みとともに、地域生活課題※を地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域の関係者等との相談支援等の連携が図られるよう環境の整備を行っていく必要があります。そのためには、地域づくりの推進や地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための支援事業及び場の整備が必要です。住民が主体的に地域生活課題※を把握し解決を試みることができる環境の整備については以下のような取り組みが考えられます。

取り組みの内容

- ・地域住民等に対する研修の実施
- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備及び周知
- ・地域の各種団体（民生委員・児童委員等）との連携による地域生活課題※の早期把握

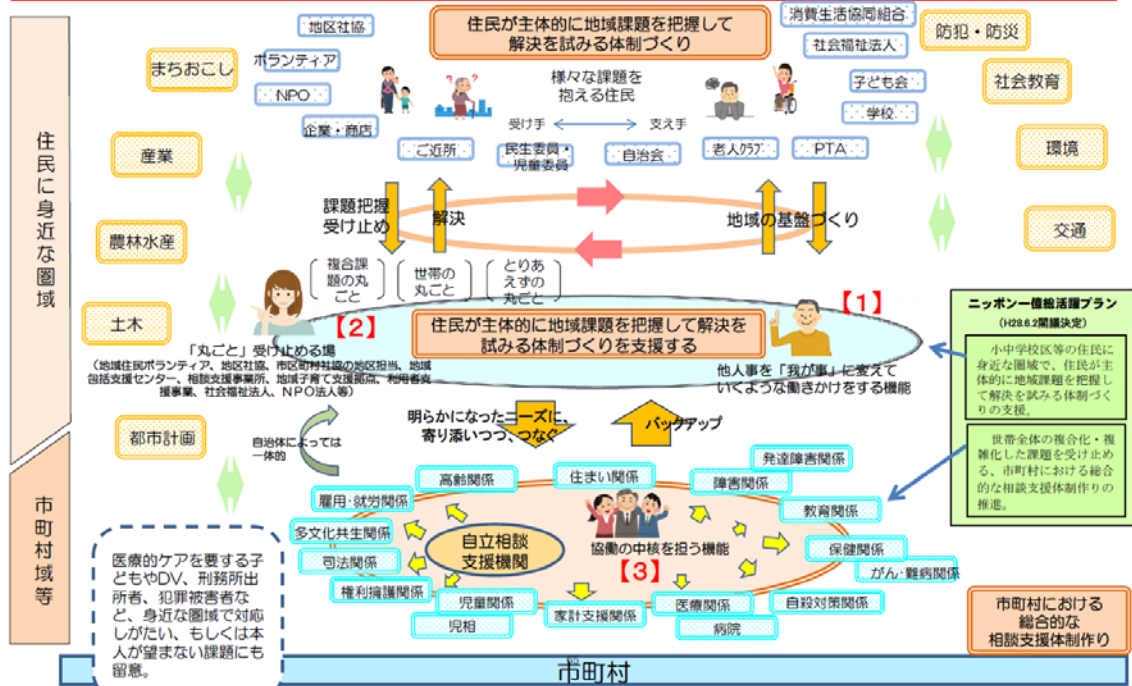
相談を包括的に受け止める多機関協働による支援体制の整備

地域住民等が主体的に地域生活課題※を把握し解決に取り組むことができるようにするためには、あわせて住民主体の取り組みの限界を踏まえ、専門職等とのかかわりをしっかり位置づけることが重要です。そのためには、多機関との協働体制の構築が重要です。多機関協働による包括的な支援体制の構築に向けて、協働の中核を担うのは自治会や民生委員・児童委員等の各種団体、関係機関、社会福祉協議会、町となります。多機関協働による支援体制を構築するため、以下のような支援・連携体制の構築が考えられます。

取り組みの内容

- ・支援関係機関によるチーム支援
- ・複合的で複雑な課題等を解決するための関係機関が協議、検討する場の整備（ささえ愛福祉ネットワーク連絡会※等の活用）
- ・全庁的な支援体制（地域包括支援センター※を含む関係課）

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



出典：地域共生社会[※]の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議 資料抜粋

第7章 計画の推進に向けて

「あさぎり町地域福祉計画」の推進にあっては、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を評価し、その結果をその後の取り組みの改善や充実、計画の見直し等に反映させていくことが重要です。

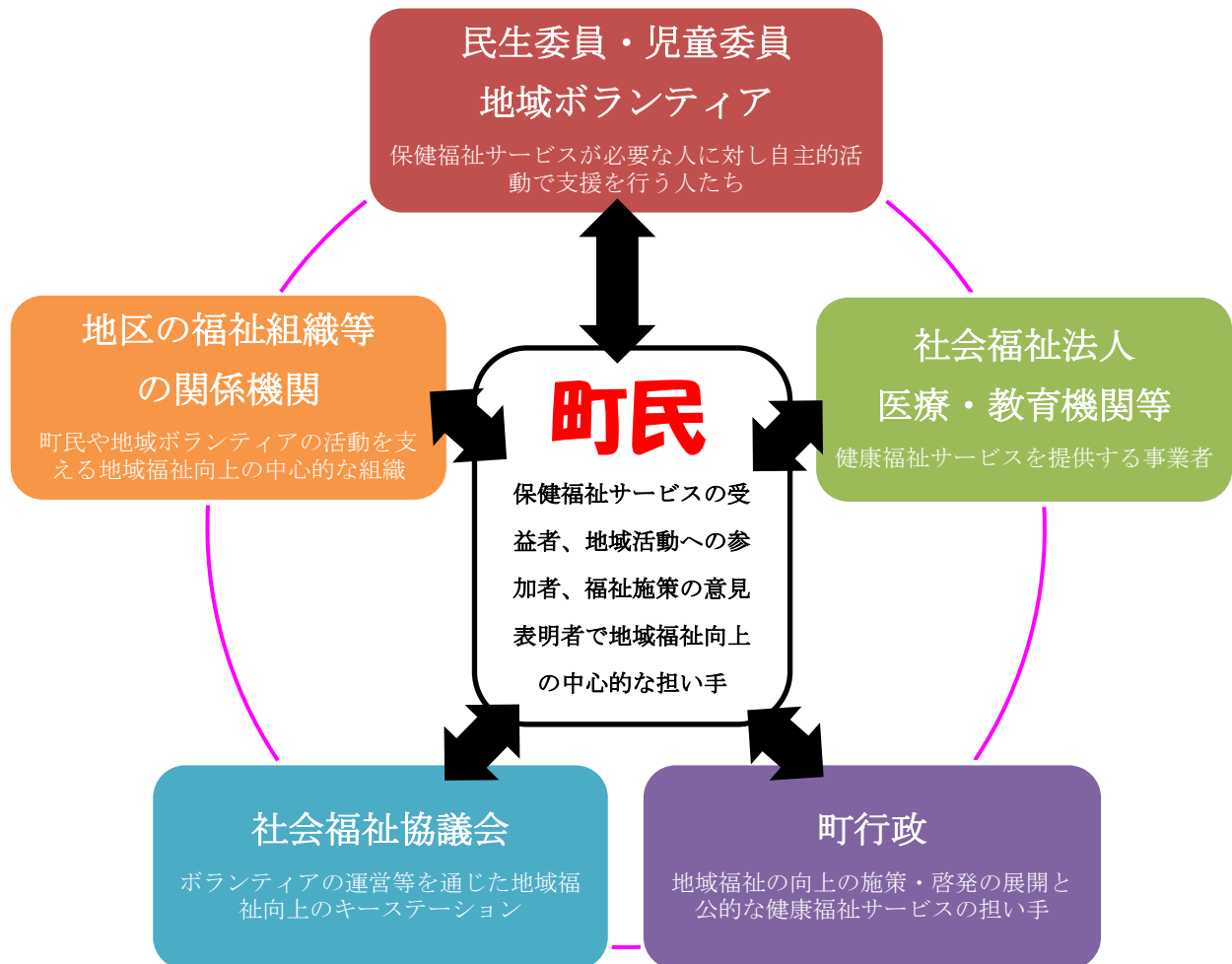
第1節 計画内容の周知

「あさぎり町地域福祉計画」を町民へ広く周知するため、広報誌やホームページ等の多様な広報手段を活用するものとします。また、地域福祉の向上が町民にとって身近な課題であり、取り組みであることを啓発し、各種取り組みへの理解や参加・協力を呼びかけるため、関連する講演会やイベント等を企画します。

第2節 地域の連携による計画の推進

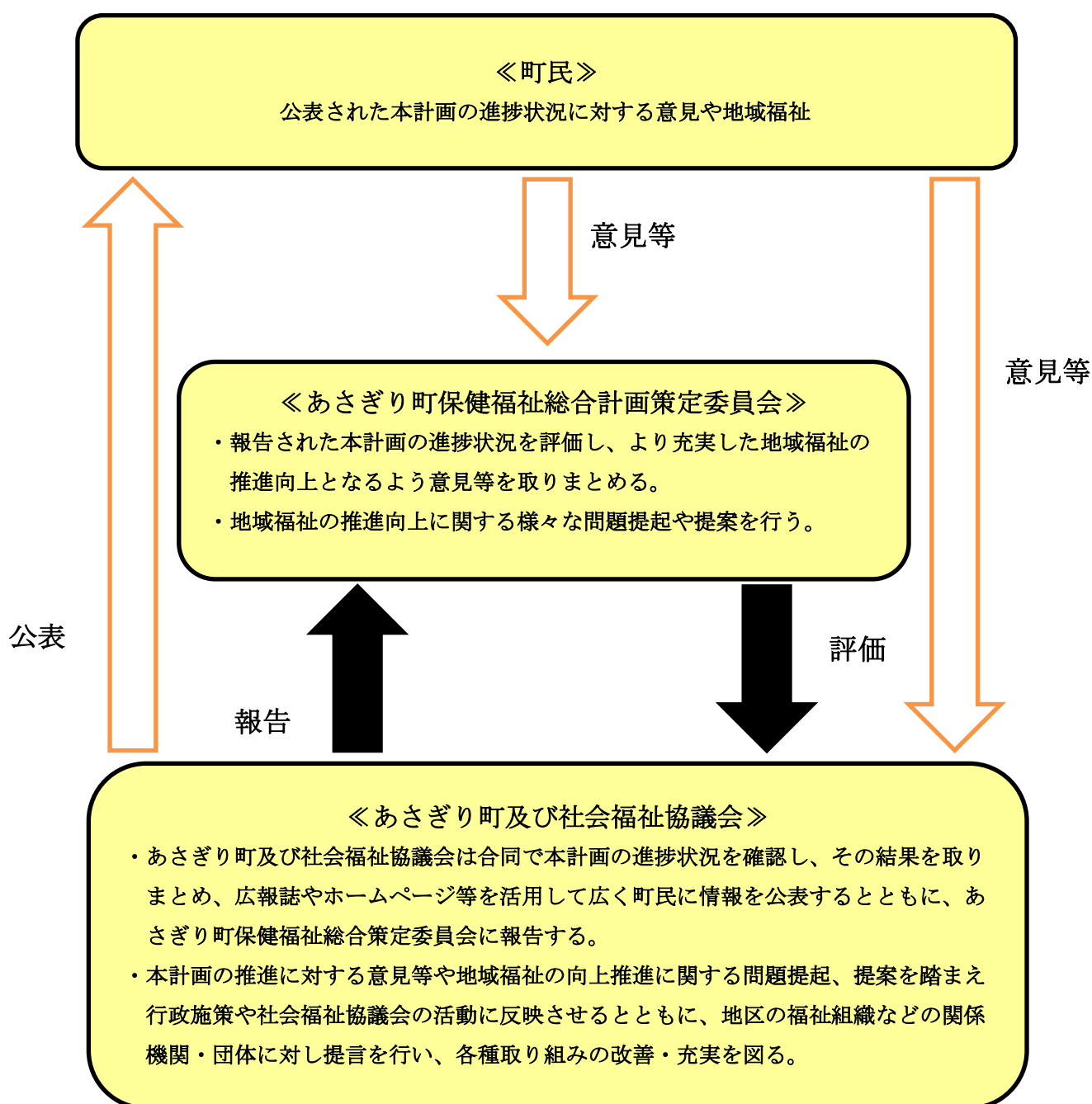
「あさぎり町地域福祉計画」は、町民が中心となり、行政や各地区の福祉組織・社会福祉協議会などの関係機関が協働しながら推進していく計画です。そこで、別紙図に示すような協働体制を構築し、互いに連携を図りながら地域福祉の向上を推進するものとします。

《地域福祉向上推進のための協働体制》



第3節 計画の評価

これらの法定計画や行政計画の評価・確認については、情報公開が原則となります。そこで、「あさぎり町地域福祉計画」の取り組み状況进行评估するため、本計画の進捗状況の報告を受け、それに対する町民の意見を反映させるため、以下のような仕組みづくりを構築するものとします。



資料編

1. 条例

○あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 90 号

改正 平成 17 年 12 月 16 日条例第 48 号

平成 18 年 3 月 16 日条例第 18 号

平成 22 年 3 月 11 日条例第 2 号

平成 28 年 3 月 9 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 本町は、住民の創意工夫を生かした福祉サービスと保健・医療サービスの一体的推進を図るため保健福祉総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業計画の作成及び事業の推進に関すること。
- (2) その他事業計画の作成及び事業の推進に関して必要な事項。
- (3) 事業計画期間の評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 50 人以内と若干人の専門家で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 住民の代表者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。

2 欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、次の三つからなる。

- (1) 全体会 全委員で構成し、計画策定全般及び評価について協議する。
- (2) 代表者会 各部会の代表者数名と専門家で構成し、部会の取りまとめを行う。
- (3) 部会 必要に応じ全体会で構成委員を定め、各保健福祉計画の策定・評価について協議する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を述べさせ、若しくは証明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部)

第8条 専門的な調査及び検討を行うため専門部会を置き、関係機関のうち町長が委嘱する。

2 専門部会は、委員長の命を受け調査及び研究を行う。

(守秘義務)

第9条 委員は、業務上知り得た事柄について他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、生活福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第48号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月16日条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月11日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2.委員名簿

○あさぎり町保健福祉総合計画策定委員名簿

委員数 41名

委員名簿

部会名	氏 名	関係機関・団体名・役職等
高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画策 定委員 (10名)	東 敏寛	球磨郡医師会 【委員長】
	古澤 鉄太郎	介護福祉施設
	福江 多実男	居宅介護支援事業所
	権頭 弘賢	地域密着型サービス事業所
	林田 京子	介護予防事業所
	黒木 めぐみ	あさぎり町社会福祉協議会
	恒松 貞信	区長会
	尾方 三津子	民生委員児童委員協議会
	木村 一雄	被保険者代表
	深水 恵覚	被保険者代表
健康 21 計画 食育推進計画 策定委員 (11名)	野添 幸太郎	区長会代表
	白柿 悦子	婦人会代表
	尾方 喜美子	食生活改善推進員協議会代表
	松崎 和夫	総合型スポーツクラブ代表
	大坪 雄司	スポーツ推進員代表
	中村 和長	あさぎり町校長会代表
	浦川 菜美子	あさぎり町栄養職員
	上村 宏美	あさぎり町内保育園代表
	本村 俊一	あさぎり町商工会代表 【副委員長】
	川邊 和代	JA代表
	早田 美紀	JA代表

部会名	氏 名	関係機関・団体名・役職等
障がい者計画 策定委員 (11 名)	蓑田 茂信	身体障がい者協議会長
	川野 岩己	精神障害者家族会
	遠山 幸穂	身体障害者相談員 【副委員長】
	森岡 しをり	知的障害者保護者
	桑原 利典	あさぎり町農政協議会長
	檜垣 俊輔	地域生活支援センター 翠 相談支援専門員
	工藤 稔弘	相談支援センター うぐいす 相談支援専門員
	白坂 和彦	相談支援事業所 けやき 相談支援専門員
	福永 龍二	あさぎり町社会福祉協議会
	黒川 美紀	さくらんぼの会長
	前坂 泰士	熊本県芦北・球磨障がい者就業・生活 支援センターみなよし 主任支援ワーカー
子ども・子育て支援 事業計画 次世代育成支援行動 計画 子どもの貧困対策計画 策定委員 (9 名)	富永 久美子	母子保健推進員代表
	中村 理恵	養護教諭代表
	宮崎 薫	養護教諭代表
	井上 隆幸	私立保育園代表
	犬童 賢樹	認定こども園代表
	杉本 和教	保護者代表
	蓑田 英樹	保護者代表
	高本 明子	主任児童委員代表
	福原 寿	あさぎり町社会福祉協議会 【副委員長】

3. 用語解説

行	用語	解説	ページ
え	SDGs (エス・ディー・ジーズ)	2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。 ※17の目標・・・「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」など。 ※169のターゲット・・・「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」など。	22
か	介護予防事業	要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象にした二次予防事業と、活動的な状態にある高齢者を対象として、できるだけ長く生きがいをもち地域で自立した生活を送ることができるようにすることを支援する一次予防事業で構成される介護保険法による事業。	22
か	上・中球磨巡回支援専門員整備事業	障がいを持つ子どもの早期発見・早期療育を目的として、資格を持つ専門員が保育園や学校、健診等を巡回し、相談や地域療育につなげる事業。	14
き	共生型サービス	平成30年度の介護保険制度改正により、高齢者と障がい児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするもの。介護の事業者が障害福祉の指定を受けやすくなるとともに、障害福祉の事業所も介護の指定を受けやすくなる。	36
く	暮らしの便利帳	町民サービスに係る各種手続きや制度を紹介するほか、観光情報や医療機関の情報を掲載する、町民が暮らしやすくなるための町発刊の冊子（便利帳）。	30
け	ケアマネジメント ※ケアマネジャー	主に介護等の福祉分野で福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法。	25. 26. 30
け	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利を代理人が支援し表明すること。	6. 15 22. 30
さ	ささえ愛福祉ネットワーク連絡会	虐待を受けている対象者、配偶者からの暴力による被害者及び支援が必要な方に迅速、かつ、適切に対処することにより、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すとともに、児童・保護者・高齢者・障がい者・妊産婦・認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の関係者及び関係機関等が連携し、見守り・支援体制を構築することを目的として設置された町の連絡会。	14. 36. 37
さ	サロン活動	高齢者や障がい者、子育て中の家庭が、身近な地域で行政やボランティアと一緒に生きがいや健康づくり等につながる活動であり、交流の場を広げ仲間を作ることによって、閉じこもり防止や孤独感の解消につなげる活動。	25. 26. 32
し	住居確保給付金	離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で給付金を支給。	6
し	自立相談支援事業	経済的な理由など、生活困窮の状態にある人に対して、生活保護に至る前の段階から、自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮の状態から、早期の自立に向けて支援する事業（例えば、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）。	15
せ	生活困窮者	収入がなく生活に困っている人を指す語。多くの場合、生活保護法などにより扶助の対象となる人を指す。	6. 36
せ	生活支援コーディネーター ※コーディネート	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。 ※各部を調整し、全体をまとめること。	17
せ	セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。	1
た	ダブルケア問題	広義では家族や親族等、親密な関係における複数のケア関係、そこにおける複合的課題。狭義では、育児と介護の同時進行の状況のことである。育児と介護、介護と孫支援など、少子高齢化におけるケアの複合化・多重化の問題に焦点をあてる概念。	21
ち	地域共生社会	厚生労働省が新たに打ち出した概念。福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換する。地域包括ケアシステムを進化させた概念である。地域共生社会は、「高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会」と定義されている。	1. 2. 20 21. 37. 38
ち	地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、保健医療、就労等に関する課題。また、地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。	24. 25. 28 36. 37
ち	地域包括ケアシステム	高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。	17

3. 用語解説

行	用語	解説	ページ
ち	地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村又は市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が必ず配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。	14. 17. 27 36. 37
て	デタボン	地区から発表された（住民情報サービス・防災情報・行政情報・イベント・情報公開等）住民情報をいち早く表示するRKKテレビのサービス。	14. 25. 26 29. 30. 34
て	デマンド交通	乗客から事前に連絡（予約）を受けて、基本となる路線以外の停留所に立ち寄ったり、運行を開始したりするなど、乗客の要望を運行に反映できる運行形態。	14
に	2025年問題	2025年は、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、人類が経験したことのない「超高齢社会」を迎える。これを「2025年問題」という。	—
は	8050問題	ひきこもりが長期化すると親も高齢となり、収入が途絶えたり、病気や介護がのしかかったりして、一家が孤立、困窮するケースが顕在化し始めている。こうした例は「80代の親と50代の子」を意味する「8050問題」と呼ばれる。	21
ひ	人吉球磨成年後見センター	成年後見制度の利用に関する相談及び手続き支援、成年後見人等の受任、成年後見制度の普及・啓発等を目的に、平成27年に人吉球磨10市町村からの委託により開設した事業所。	6
ひ	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に支援を要する者。	6
ふ	福祉委員会	身近な地域の様々な暮らしの問題に、自分たちで取り組むための住民組織。	31
ふ	フレイル	フレイルとは虚弱を意味し、加齢とともに心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下することをいう。フレイルは、健康と要介護状態の中間にあるとされ、適切な介入や支援（対策）でより健康に近づく。	17
よ	要介護認定者	日本の介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。	12